

修正案第 2 号

議案第 20 号宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
を制定するについてに対する修正案

地方自治法第 115 条の 3 及び宇治市議会会議規則第 17 条の規定により、見出しの修正案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 25 日提出

提出者 宇治市議会議員 渡 辺 俊 三

同 大 河 直 幸

同 徳 永 未 来

宇治市議会議長 堀 明 人 様

議案第20号宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
を制定するについてに対する修正案

議案第20号宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第16条第1項第3号アの改正規定中「18,000円」を「12,100円」に改め、同号イの改正規定中「9,000円」を「6,050円」に改め、同号ウの改正規定中「13,500円」を「9,075円」に改める。

第23条第1項第1号イ（ア）の改正規定中「12,600円」を「8,470円」に改め、同号イ（イ）の改正規定中「6,300円」を「4,235円」に改め、同号イ（ウ）の改正規定中「9,450円」を「6,352円」に改め、同項第2号イ（ア）の改正規定中「9,000円」を「6,050円」に改め、同号イ（イ）の改正規定中「4,500円」を「3,025円」に改め、同号イ（ウ）の改正規定中「6,750円」を「4,537円」に改め、同項第3号イ（ア）の改正規定中「3,600円」を「2,420円」に改め、同号イ（イ）の改正規定中「1,800円」を「1,210円」に改め、同号イ（ウ）の改正規定中「2,700円」を「1,815円」に改め、同条第2項後段の改正規定中「12,600円」を「8,470円」に、「6,300円」を「4,235円」に、「9,450円」を「6,352円」に、「9,000円」を「6,050円」に、「4,500円」を「3,025円」に、「6,750円」を「4,537円」に、「3,600円」を「2,420円」に、「1,800円」を「1,210円」に、「2,700円」を「1,815円」に改め、同条第3項後段の改正規定中「12,600円」を「8,470円」に、「9,000円」を「6,050円」に、「3,600円」を「2,420円」に改める。

第23条の3の改正規定の後に次の改正規定を加える。

第28条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの